



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *42 和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則 (医務課) 1
- *43 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課) 2

○ 告示

- 486 平成22年度登録販売者試験の実施 (薬務課) 3
- 487 小田井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 3
- 488 保安林の指定 (森林整備課) 4
- 489〃 (〃) 4
- 490〃 (〃) 4
- 491〃 (〃) 5

○ 人事委員会告示

- 5 平成22年度和歌山県職員採用I種試験の実施 5

○ 労働委員会告示

- 2 あっせん員候補者名簿の公示 9

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 10

規 則

和歌山県規則第42号

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター入院規則(平成7年和歌山県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「誓約します。」を「誓約します。なお、支払うことができない場合は、連帯保証人

「身元保

「身元保証人	住 所			
	氏 名			印
が支払います。」に、	生年月日	年 月 日	を	連帯保
	続 柄			
	電話番号	()		

証人 住 所
 氏 名 印
 生年月日 年 月 日
 続 柄
 電話番号 () に改める。

証人 住 所
 氏 名 印
 生年月日 年 月 日
 続 柄
 電話番号 () 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第43号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条の3第2項中「その上半期」を「上半期」に改める。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第4号様式中「添付のうえ」を「添付の上、」に改める。

別記第5号様式中

50,000円				300円			
10,000円				200円			
5,000円				100円			
3,000円				50円			
2,000円				10円			
1,000円				5円			
500円				1円			
合 計							

1円				1,000円			
5円				2,000円			
10円				3,000円			
50円				5,000円			
100円				10,000円			
200円				50,000円			
300円				合 計			
500円							

を

に、「証印」を「検

印」に改める。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第486号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成22年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験期日及び時間

平成22年8月22日（日）
午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地
和歌山大学

3 受験申込書の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成22年6月1日（火）から同月30日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間にイに掲げる場所で配布する。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成22年6月21日（月）から同月30日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成22年6月30日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

和歌山県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名 氏名 住所
理事 前田善昭 岩出市西国分240番地

2 退任した役員

職名 氏名 住所

理事 谷澤俊彦 岩出市西国分251番地

和歌山県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字上垣内52

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上垣内52（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字中通576の27、577の1（次の図に示す部分に限る。）、577の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中通577の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県報 第2152号

平成22年4月20日(火曜日)

1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町和深字丸之本1208、字觀音平1245の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸之本1208(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第491号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町鶴川字宮下426から431まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮下427、428・429(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成22年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成22年4月20日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

平成22年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務	内容
通常枠	44人程度		

一般行政職	特別枠	5人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務職		12人程度	県立学校における事務
警察事務職		4人程度	警察本部又は警察署等の事務
総合土木職		5人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職		2人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理、建築指導等の業務
機械職		1人程度	知事部局等における機械設備等に関する施工及び保守管理等の業務
化学職A		3人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
農学職		5人程度	知事部局等における農業・畜産に関する指導、普及、試験研究等の業務
水産職		1人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務
法医鑑識		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

- ア 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
- イ 平成元年4月2日以降に生まれた人で学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人
- ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

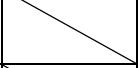
3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成22年6月27日(日)	和歌山市 田辺市	平成22年7月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成22年8月上旬	和歌山市	平成22年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

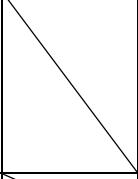
4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠を除く試験区分

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野（社会科学、人文科学及び自然科学）30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野（文書理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）25題を必須解答とする。	2時間30分

試験	専門試験 (択一式)	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 40題を必須解答とする。 ただし、総合土木職のみ、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1200字程度)	1時間30分
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接及び集団討論(集団討論は、一般行政職通常枠のみ)	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(2) 一般行政職特別枠

△	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	120点	前記(1)の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験 (択一式)	180点	前記(1)の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等を得る過程で培った能力をアピールする論文試験 (文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	自身が培った能力等を県政にどのように活かすかのプレゼンテーション 及び人物、性格等についての個別面接 (注) 第2次試験日前の指定する日までに、特筆すべき個人の能力や実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。	
	適性検査		前記(1)の第2次試験 適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

- ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。
- ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。
- ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである

試験区分	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
機械職	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
化学職A・B	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等

農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学・食品貯蔵加工学等
水産職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法医鑑識	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、応用微生物学、生化学、衛生化学等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

和歌山県東京事務所

わかやま喜集館

和歌山県名古屋観光センター

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター交通企画課

県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」から申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送の場合

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネットの場合

和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成22年5月17日（月）から受付を開始し、同月28日（金）までの消印のあるものを受けける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年5月6日（木）の午前10時から同月21日（金）の午後4時までに受信したものを受けける。

ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、審査完了メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真をはること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は、受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成23年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね178,800円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子やルーペの使用及び拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 (土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)午前9時(開示期間の初日は合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

労働委員会告示**和歌山県労働委員会告示第2号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成22年4月20日

和歌山県労働委員会会長 吉澤義則

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成22年4月7日現在)

氏名	現職	経験及び歴歴	委嘱日
よしざわよしのり 吉澤義則	弁護士	27期～38期公益委員 31期～35期会長代理 36期～会長	S. 60. 4. 2
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～38期公益委員 36期～会長代理	H. 18. 3. 17
いしばしさだお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～38期公益委員	H. 18. 3. 17
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～38期公益委員	H. 20. 3. 19
はやしてつろう 林徹郎	(元) 和歌山県東京事務所長	37期～38期公益委員	H. 20. 3. 19
ふるたにのりお 古谷紀男	和歌山県電力総連会長	34期～38期労働者委員	H. 15. 2. 17
たかはしよしのり 高橋義典	基幹労連和歌山県本部委員長	36期～38期労働者委員	H. 19. 3. 28
ないとうたかあき 内藤高明	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	36期～38期労働者委員	H. 19. 3. 28
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～38期労働者委員	H. 20. 3. 19
うらのかつや 裏野勝也	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	37期～38期労働者委員	H. 20. 10. 1
しおじしげかず 塩路茂一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～38期使用者委員	H. 7. 11. 10
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～38期使用者委員	H. 14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役	35期～38期使用者委員	H. 16. 3. 17
うじけんいち 宇治健一	株式会社サンライズ代表取締役	36期～38期使用者委員	H. 18. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期使用者委員	H. 22. 3. 19
ももかおる 百々薰	労働委員会事務局長		H. 21. 4. 6
やまもとたけお 山本武生	労働委員会事務局審査調整課長		H. 21. 4. 6
すぎわかかつひこ 杉若勝彦	労働委員会事務局審査調整課副課長		H. 22. 4. 7
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H. 19. 4. 4
なかしまけいざぶろう 中島敬三郎	労働委員会事務局審査調整課主任		H. 21. 4. 6
しまもとひろき 島本博紀	労働委員会事務局審査調整課主査		H. 22. 4. 7

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
新宮都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課